

# 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 会員準則

平成 17 年 5 月 27 日 制定  
平成 25 年 4 月 1 日 改正

## (目的)

第1条 この準則は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会（以下「本会」という）寄附行為施行細則に定める会員の責務並びに処分等に関する事項を定めることを目的とする。

## (会員の責務)

第2条 会員の責務を次のとおりとする。

- (1)会員は、サービスを受ける利用者が人間としての尊厳が守られ豊かな生活を送れるよう、確固たる倫理観をもって支援にあたらなければならない。
- (2)会員は、相互に協力し知的障害福祉の推進に努めなければならない。

## (処 分)

第3条 次に掲げる会員として相応しくない行為があった場合は、その会員に対して処分を行うことができる。

- (1)本会の名誉を傷つけた場合
- (2)法令に違反する不適切な運営があった場合
- (3)利用者に対し人権侵害があった場合
- (4)刑事事件に関して起訴された場合
- (5)上記(1)～(4)に準ずる相応しくない行為

第4条 前条に該当する会員に対する処分は、次に掲げるものとする。

### (1)指導

前条に該当する行為が認められた場合には、注意及び指導を行う。

### (2)勧告

前条に該当する重大な行為が認められた場合には、書面による厳重注意及び改善勧告を行う。

### (3)除名

前条に該当する行為において故意又は重大な過失が認められた場合、又は前号の勧告後再び勧告の対象となる行為が認められた場合には、除名処分とする。

## (報告)

第5条 地方会並びに本会は、会員の行為が第3条に該当すると疑われる場合には、当該会員に対しその事実関係の報告を求めることができるものとする。

2 当該会員は、前項の要請に対してはこれに応じなければならない。

## (調査)

第6条 前条により、会長並びに地方会会長が、事実関係の調査が必要と認めた場合には、

当該地方会は調査のための委員会を置くものとする。

- 2 委員会は、当該会員を所管する地方会の会長、副会長、人権・倫理委員長（又はこれに準ずる者）及び社会福祉に対して専門的知見を有する第三者等によって構成する。
- 3 委員会は、調査を実施するとき、予め当該会員等に対して調査の対象となる理由並びに内容を通知しなければならない。
- 4 委員会は、調査結果を本会の裁定委員会に報告するものとする。
- 5 委員会が事実関係の調査を行う場合は、当該会員は調査に協力しなければならない。

(裁 定)

第7条 第4条の処分の裁定のため、本会に裁定委員会を置くものとする。

- 2 裁定委員会は、本会の会長、副会長、人権・倫理委員長、危機管理委員長及び当該会員を所管する地方会の会長によって構成する。
- 3 裁定委員会は、前条の委員会の報告を受け審議を行うものとする。
- 4 第4条の処分の裁定を行う場合は、当該会員に対し弁明の機会を与えるなければならない。

(処分の実施)

第8条 会長は裁定委員会の裁定を経、第4条による処分を行うものとする。ただし、「第4条(3)除名」を行う場合は、本会理事会の承認を受けるものとする。

(除名の公表)

第9条 「除名」を行った場合には、当該会員の名称及び処分の理由等を公表するものとする。

(守秘義務)

第10条 調査並びに裁定に係わる者は、その知り得た情報を外部にもらしてはならない。

(記録の保存)

第11条 本会は、会員に対する処分の裁定を行った場合には、その審議経過を作成し保存しなければならない。

(付 則)

- 1 本準則は、平成17年6月1日より施行する。
- 2 本準則を改正または廃止しようとするときは、本会理事会の承認を受けなければならぬ。
- 3 本準則以外の細則に関する事項については、別に定める。

日本知的障害者福祉協会会員準則の「細則」を次のとおり定める。

(会員の復帰)

1. 第4条(3)による除名処分を受けた事業所は、除名処分を受けた日から2年間は会員として復帰できないものとする。
2. 会員として復帰を希望する事業所は、所定の用紙により再加入申込を行うものとする。

(調査のための委員会)

1. 地方会は、第6条に規定する委員会の運営にあたって、次の事項を行うものとする。
  - (1)委員の選任並びに委嘱
  - (2)委員会の運営並びにこれに係る事務及び経理
2. 委員会の活動にともなう費用の取扱いについては、次のとおりとする。
  - (1)対象となる費用は、会議出席旅費、調査に係る出張旅費、会場借料、会議費とする。
  - (2)上記に係る費用は、地方会が負担するものとする。
  - (3)本会は、地方会が負担する費用のうち二分の一を助成しなければならない。

(除名の公表)

第9条による公表は、本会のホームページ及び広報誌等によりこれを行う。